

令和7年度第1回

埼玉地方労働審議会
家内労働部会

令和8年1月14日（水）

埼玉労働局労働基準部賃金室

令和7年度 第1回 埼玉地方労働審議会
家内労働部会議事録

1 日 時 令和8年1月14日（水）午後1時30分～午後2時50分

2 場 所 埼玉労働局 15階会議室

3 出席者 公益代表委員 金子委員 鈴木委員 禿委員
家内労働者代表委員 小林委員 矢島委員
委託者代表委員 加藤委員 廣澤委員

4 議事録

賃金室長 ただいまより令和7年度第1回埼玉地方労働審議会家内労働部会を開催いたします。

議事に入るまでの間、事務局が進行してまいります。

本日は第13期埼玉地方労働審議会としては初めての家内労働部会ですので、はじめに委員の皆様をご紹介します。

公益代表委員。家内労働部会の部会長でいらっしゃいます鈴木委員です。

鈴木委員 よろしくお願いたします。

賃金室長 以降、50音順をご紹介します。金子委員は埼玉地方労働審議会運営規定第3条第1項に基づき、テレビ会議システムによりご出席されております。

金子委員 お世話になります。金子です。よろしくお願いたします。すみません、前後の日程でウェブにて参加させていただきます。よろしくお願いたします。

賃金室長 禿委員。

禿委員 禿でございます。どうぞよろしくお願いたします。

賃金室長 労働者代表委員。小林委員。

小林委員 小林です。よろしくお願いいたします。

賃金室長 田島委員は、本日、ご欠席でございます。もう一方、^{ひとかた}矢島委員。

矢島委員 矢島です。よろしくお願いいたします。

賃金室長 使用者代表委員。伊藤委員は本日ご欠席でございます。
続いて、加藤委員。

加藤委員 加藤です。よろしくお願いいたします。

賃金室長 廣澤委員。

廣澤委員 廣澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長 委員の出席状況について報告いたします。

埼玉地方労働審議会運営規定第3条第2項により、テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席も有効な出席とされておりますので、部会委員9名のうち7名がご出席でございます。

よって地方労働審議会令第8条第1項に定める定足数を満たしており、本部会は有効に成立していることをご報告いたします。

本部会は埼玉地方労働審議会運営規定第7条に基づき、原則公開としており、埼玉地方労働審議会開催要綱に基づいて傍聴の希望を公示しましたが、傍聴の申し込みはありませんでした。

議事録及び会議資料についても、埼玉地方労働審議会運営規程第8条第2項により原則公開としております。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、または率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、部会長は議事録及び会議資料を非公開とすることができるとされております。

議事に先立ちまして、埼玉労働局労働基準部長、稲葉典行よりご挨拶を申し上げます。稲葉部長よろしくお願いいたします。

労働基準部長

労働基準部長の稲葉でございます。本日本当にお忙しいところ、第1回の家内労働部会にご参加いただきましてありがとうございます。

全国の家内労働者数、これを見ていきますと年々減少しております。家内労働法が制定された昭和45年当時、約180万人。これが直近の令和6年、約8万8千人まで減少しております。

現在、埼玉労働局長が定めている5つの最低工賃になりますが、足袋製造業、縫製業、革靴製造業、紙加工品製造業、そして電気機械器具製造業の5つの最低工賃についても、家内労働者数は減少しており、いずれも100人を下回る状況となっております。

厚生労働省本省の指示では適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加の見込みがなく、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後の在り方について検討した上で廃止等の検討をすることとされております。

つきましては最低工賃の在り方についてご審議賜りたく、皆様にお集まりいただいた次第でございます。

大変難しい問題かと思えます。審議日程を複数準備しておりますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。私からは以上でございます。

賃金室長

この先の進行は、鈴木部会長にお願いをいたします。

鈴木委員

鈴木でございます。よろしくお願ひします。

令和7年度第1回埼玉地方労働審議会において家内労働部会の部会長に選出されました。皆様よろしくお願ひいたします。

初めに事務局から資料の説明をお願いいたします。

統計調査係長

それでは、事務局から配布資料の説明をさせていただきます。お手元のタブレット端末をご覧ください。

今表示されている資料目次の資料番号をタップすることで、各資料を表示することができます。ページ送りはスワイプ、拡大はダブルタップで可能です。もう一度ダブルタップをすると元の大きさに戻ります。

操作方法でご不明な点がございましたら事務局までお申し付けください。

資料1は埼玉地方労働審議会家内労働部会委員名簿です。

資料2の1は令和7年3月24日付、厚生労働省雇用環境・均等局長名の通達です。内容は第15次最低工賃新設・改正計画を実施する上での留意点に関するものです。

こちらの記の3に、最低工賃の廃止を検討する基準として、適用家内労働者数が100人未満に減少という要件が示されています。詳細については後ほどご説明いたします。

資料2の2は最低工賃改正手続きの流れを図示したものです。

資料2の3は第12次最低工賃新設・改正計画の始期である平成28年以降の全国の最低工賃の廃止状況をまとめたものです。

一番上の表は各年度の最低工賃の廃止件数です。

その下の表は廃止時における適用委託者数と適用家内労働者数です。アルファベットのAからOは各最低工賃を表しております。

資料2の4は最低工賃の適用委託者数、適用家内労働者数の推移です。

各最低工賃の直近の実態調査の結果を見ますと、適用家内労働者数は、足袋が16人、縫製が66人、革靴が44人、紙加工品が88人、電気機械器具が49人ということで、5つの最低工賃のすべてが100人を下回っています。

資料2の5は現在存続している埼玉県内の5つの最低工賃の改正履歴です。

黄色で色付けしている令和7年度から令和9年度は第15次最低工賃新設・改正計画の実施年度です。こちらの丸印は計画上改正を予定している年度に記入しております。

資料3の1は現行の足袋製造業最低工賃の内容です。

資料3の2は足袋製造業最低工賃の適用委託者数、適用家内労働者数をグラフにしたものです。数字の出所は当局が実施した家内労働実態調査です。

資料3の3は当局が実施した本年度の足袋製造業家内労働実態調査の結果です。

表題に「補充調査を含む改訂版」とありますのは、令和7年5月19日から同年6月19日までを調査期間として実態調査を実施したところ、家内労働者数が19人とごく少数であったため、抽出調査から全数調査に切り替え、残りの16人に対して補充調査を実施し、その結果を含めた報告書という意味です。

資料3の4は、足袋製造業最低工賃の委託者からヒアリング調査を行った結果です。

実態調査で委託ありと回答のあった3事業所に対してヒアリング調査を実施し、そのときの回答内容を取りまとめました。聞き取り項目は、最低工賃を廃止した場合の影響、そして今後の家内労働委託の展望についてです。

最低工賃を廃止した場合の影響については、販売価格、原価、最低賃金を考慮して話し合いで決めるといった内容や、個人の作業能率を基に設定するといった回答がありました。最低工賃という工賃設定の目安がなくなった場合でも影響はないという趣旨のお答えでした。

今後の家内労働委託の展望については、どの事業者も「とにかく人が集まらないので、今後家内労働委託が増えることはない」というご回答でした。

資料4は、現行の革靴製造業最低工賃の内容です。

参考資料として関係法令、地労審運営規定、公開要綱を添付しております。資料は以上です。

鈴木委員

それでは、1つ目の議題に移ります。

議題の1つ目は部会長代理の指名です。

部会長代理については、地方労働審議会令第6条第6項により、公益を代表する委員または臨時委員の内から部会長が指名することとなっています。部会長代理は金子委員にお願いしたいと思いますが、金子委員ご了承いただけますでしょうか。

金子委員

金子です。微力ながら務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

鈴木委員

ありがとうございます。それでは部会長代理は金子委員にお願いいたします。

議題の2つ目ですが、適用家内労働者が少数である最低工賃の在り方についてです。事務局から説明をお願いいたします。

統計調査係長

議題の2は、適用家内労働者が少数である最低工賃の在り方についてです。議題3と議題4もこれに関連しますので、まとめてご説明いたします。

現在、埼玉労働局では足袋製造業、縫製業、革靴製造業、紙加工品製造業、及び電気機械器具製造業、以上5つの最低工賃を定めてお

ります。最低工賃については厚生労働本省から3年ごとに最低工賃新設・改正計画が示されており、本年度から令和9年度の3年間については、第15次最低工賃新設・改正計画として指示されております。この計画で埼玉労働局では、令和7年度に足袋と革靴、8年度に縫製、9年度に紙加工品と電気機械器具について、それぞれ改正する予定とされています。

この第15次最低工賃新設・改正計画に関する厚生労働本省からの通知では、3番の「最低工賃の統合または廃止の検討について」というところで、最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後の在り方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがあり得る場合などは統合を含めて対応を検討することとし、また統合が難しい場合は廃止することも検討することとされています。

当局が定める最低工賃は、いずれも適用される家内労働者が100人未満という状況にあるため、各最低工賃の今後の在り方についてご審議をお願いするものです。ご案内のとおり最低工賃は家内労働法に基づいて決定するものであり、これに違反した場合は同法により刑罰の対象となり得ます。

適用家内労働者の減少が続く中であって、当該最低工賃を廃止しないこととすれば、最終的には特定の委託者1人のみに対して刑罰を伴う規制をかけることとなりますが、それは適当と言えるのか。

また、適用家内労働者数が一定程度まで減少した場合は、廃止に向けた検討をするのが適当ということならば、その人数の目安についてご審議をお願いいたします。

なお、5つの最低工賃にはそれぞれ異なる事情もありますので、共通の廃止基準を設けるのは困難であると考えられるので、ここでは廃止に向けた議論の俎上に載せる目安についてご審議いただくことを想定しております。

次に、埼玉県足袋製造業最低工賃についてです。

埼玉県足袋製造業最低工賃については、今年の6月に家内労働実態調査を実施し、その結果を資料3の3のとおりまとめたところですが、埼玉県足袋製造業最低工賃が適用される委託者は3者、家内労働者は16人であることが判明しました。

足袋製造業最低工賃について、廃止することが適当か、また廃止しないとする場合は改正するべきか否か、併せてご審議をお願いい

たします。

最後は、埼玉県革靴製造業最低工賃についてです。

革靴製造業最低工賃については、事業者が草加・八潮から東京・浅草周辺にかけて存在しているため、従前から埼玉労働局と東京労働局で同じ内容の最低工賃を設定し、その改正作業も両局で足並みを揃えて実施してきました。

革靴製造業について当局においては現状、家内労働実態調査の取りまとめ作業を行っているところですが、仮に適用家内労働者が少数であったとしても、廃止に向けた検討を行うに当たっては、今お話ししたような事情から東京労働局との事前調整が必要であると考えております。

よって革靴製造業最低工賃の改正の要否について、本年度は従前と同じく東京労働局と調整の上で判断することとしてよろしいか、お伺いいたします。

鈴木委員

ご説明ありがとうございます。検討事項についてですが、本日は初回の審議でございます。丁寧な議論が必要な議題ですので、本日で結審するというのは難しいかと思っております。この後ご予約のある方もいらっしゃいますので、本日は15時を目安に終了させていただきたいと思っております。

今日は2、3、4と3つの議題について、労使それぞれのご意見をお伺いしたいと思っております。

事務局からご説明ありましたけれども、今年度、計画では2つの工賃について審議を進めていくわけですが、他局との連携が必要である最後の4つ目の議題、革靴製造業最低工賃について、ご意見をいただくところから始めます。式次第とは順番が異なりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

革靴製造業最低工賃については従来から東京労働局と連携して改正を行っているということでした。事務局としては東京労働局と調整した上で、改正の要否について判断していくということでしたが、事務局の提案についていかがでしょうか。提案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、異議なしということで、革靴製造業の改定についてはご提案のとおり進めてまいります。

廃止に向けた検討を行う目安と、足袋製造業の最低工賃については、本格的な審議は次回以降とすることにして、本日は事務局の説明に対する質疑と、全体での意見交換に時間をとりたいと思います。

まずは何か質問はございますでしょうか。

廣澤委員

先ほどのご説明を踏まえると、適用対象となる家内労働者数の把握が極めて重要な要素であると考えております。

資料2の4の次に示された「適用家内労働者数の推移」を確認したところ、数値は必ずしも連続的に減少しているわけではなく、年によって増加する場合も見られます。

したがって、直近の数値のみをもって現状を正確に把握したと判断してよいのか、疑問が残るところです。

そこで一案ですが、対象業種について2～3年程度連続して人数を調査し、動向を確認する方法を検討することが、より適切な判断につながるのではないかと考えています。

その前提として、まずは家内労働者数が年によって大きく変動する要因についてお伺いしたいと思います。

例えば紙加工では、平成29年の78人から令和2年に149人へと増加し、令和5年には88人となるなど、相当な変動幅があります。

こうした数値のぶれは、どのような要因によるものと考えられますでしょうか。

賃金室長

資料2の4の1ページ目をご覧くださいますと、紙加工品は表の右から2列目でございます。廣澤委員ご指摘の点は、平成29年と令和2年と令和5年ですが、紙加工品の委託者の数は順に13、13、12でした。委託者数自体に大きな変動はありませんが、ご指摘のとおり家内労働者数は大きく変動しています。

委託を出したり、一旦やめたり、という業者さんもありますから、何らかの事情で家内労働者に仕事を出す量を調整したことで変動したのではないかと考えられます。確定的なことは申し上げられませんが、一つ、そのような状況も考えられるのではないかと考えております。

廣澤委員 同様な傾向は、縫製や電気機械器具といったほかの業種でも見られます。

そのため、このデータだけを根拠に「100 人以下だからこう結論づける」というのは、やや慎重さを欠くのではないかと感じています。

鈴木委員 ありがとうございます。他にご質問はありますか。

加藤委員 今の件に関連して、通知に 100 人という数字が出てきたのは今回が初めてなのでしょうか。

賃金室長 これは、随分前からあります。

加藤委員 100 人を下回ったら見直しをしたらいんじゃないかという通知が前から出ていると。

賃金室長 おっしゃるとおりです。

加藤委員 例えば足袋について言えば、ずっと適用者数は少ないですよ。にもかかわらず、改正の実績を見ると、2022 年に足袋を改正したとか、2018 年に改正したとか、すでに一桁に近いような状況の中にあって、改正しているというのは、そういう通知があっても、やはり改正すべきだということだったのでしょか。

賃金室長 そのことに関しては少し遡りまして、平成 15 年の家内労働実態調査の結果を見ていただきますと、紙加工品の適用家内労働者が 21 人にまで減っていました。

そこで、調査の翌年、つまり平成 16 年度に家内労働部会を今回と同じように開催しまして、紙加工品製造業最低工賃について廃止すべきか否かという議論をしたことがございます。当時の議事録を見ますと、委託者の方を参考人として呼んでご意見を聴いたという経緯があります。一方で、家内労働者、実際に内職をされている方については、個々人にお声がけすることになりますので、なかなか参考人として来ていただくのは難しかろうということで、家内労働者の生の声をその場で伺うことはできませんでした。

そういったこともあって、片方の話だけ聞いて廃止するというの

は拙速なのではないかということで、家内労働者の数は少なくなっただけでも、今回は廃止しないでおこうという結論になりました。

そのようなこともあってか、他にも 100 人を切っている最低工賃があったのですけれども、なかなか廃止の議論に踏み切れず、現在に至っております。人数が少なくなっている中でも、廃止はしないけれども改正もしない、改正も見送るということをやっと続けてきました。足袋、縫製の改正の履歴を見ていただきますと、改正の見送りが長いこと続きまして、四半世紀もの間、そのままになっていたといったわけです。

令和 7 年から令和 9 年は第 15 回の改正計画ですが、その前の第 14 回改正計画は令和 4 年から令和 6 年までの 3 年間でした。その直前の令和 3 年あたりから最低賃金の上げ幅が大きくなってきました。最低工賃についてはその地域で働く人の最低賃金も考慮して決めなければならないと法条文上も書かれておりますので、最低賃金が大きく引き上がっているということ踏まえて、人数は少ないけれども 1 回見直しをかけておこうということで四半世紀ぶりに足袋、縫製の最低工賃を改正しまして、革靴は定期的に東京と連携してやってきましたけれども、他の最低工賃についても同様の考え方から順次改正をしてきました。

加藤委員

そうすると、今回もし廃止という手続きを踏むとすると、前回と同様なものが必要だということになるのですか。廃止するにあたって、参考人に来てもらうとか。

賃金室長

今回は廃止するかしないかの議論の俎上に載せる基準をまずご議論いただくのと、あとはその基準ができたとすれば、革靴は東京と調整して判断しますが、足袋製造業についてその議論の俎上に載せる基準に合致しているかどうか。合致しているとすれば、廃止の議論をするか否かについて議論していただきたいのです。

それに備えて今回は、委託者も家内労働者数もごく少数でしたので、全部の委託者も家内労働者の方も、ここに来ていただくのではなくて、あらかじめアンケート調査をすべてに対してかけておりますので、両者のご意見というのはそのような形でご紹介できるようにしております。

加藤委員

続けて、あと二つぐらいあるのですがいいですか。

鈴木委員 お願いします。

加藤委員 1人でも適用すべきかどうかみたいな話がありましたけれども、
他で1人になったから廃止したとか、あるいは1人でもやっている
とか、そういう事例はあるのでしょうか、というのが二点目。

もう一点、数も一つの考え方ですけれども、実際の工賃が最低賃
金と比べてどういう水準にあるのだろうかというのが見たいのす
けども、今ひとつよく理解できていません。

資料の実態調査の後の、6ページでしょうか。各工程別に最低工
賃が10足で73円とか、あるのですけれども、何ページか後に、最
低賃金1,300いくらとかあったような気がするのですが、その辺
の計算の手法が私には分からなかったのです。

人数とは別に、実際どういう水準にあるのかというのを確認
した方がいいのかなと思ったのですが、その計算方法が分かったら
教えていただきたい。

以上二点です。

賃金室長 1つ目の、適用委託者が1者の最低工賃が他県にあるかどうかと
いうのは、把握しておりません。

その代わりにというわけではないのですけれども、資料の中にあ
りますが、平成28年度から今年度までの間に廃止した最低工賃につ
いて、廃止直前は適用委託者が何者で、適用家内労働者が何人だっ
たのか、という点は調査できておりますので、そこは参考として出
しております。

2つ目は、最低賃金と最低工賃とのバランスのお話に関するご質
問だと思うのですけれども、家内労働実態調査の調査項目の中に、
1時間でこの作業いくつできるか、というものがあります。

単価をかければ1時間あたりいくらになるのかというのは容易に
計算できますが、最低賃金よりは低いです。

加藤委員 資料の4ページの一番下の表がありますよね。1,300、時間、時給
換算、平均、この一番下の。

賃金室長 はい。

加藤委員 これは最低賃金とは別なのですか。

いわゆる足袋縫製にかかる平均賃金の推移とありますけど、1ヶ月にいくらもらっていて、それを労働時間かける日数で割れば、時間当たりは出てくるかと思うのですが。1,344円というのは、例えば埼玉県 lowest賃金 1,141円との比較では高いような感じもするのですが、そういう感じでいいのかどうか。

賃金室長 これは賃金ですね、工賃ではなくて。工場に行って作業している方の賃金です。

加藤委員 そうすると、それに相当するような、何かその、いわゆる最低賃金に相当するものってというのはこの中にはないのでしょうか。

賃金室長 この中でいきますと、資料の実態調査の6ページ、例えば一番下のアイロン仕上げの作業では、1単位あたりの工賃が280円の人と365円の人があります。

その人たちが280円の人1時間でどれくらい作れますかというので30足できますという回答です。

この足袋製造業最低工賃は10足あたりいくらということで決めていますから、これを30足やれたとすると、280円かける3で840円ということになります。

加藤委員 それでいいのですか。

賃金室長 そうです。

加藤委員 分かりました。それでやってみると軒並み800円くらいになりますので、どっちが正しいのか、よくわからなかったものですから。

ではこちらの方の、かけていった10足あたり割り出したりして、金額を出した890円が正しいということなんですか。比較対象としては。

賃金室長 内職さんがもらっている工賃は、この表で分かります。

加藤委員 理解しました。

鈴木委員 他にいかがでしょうか。

小林委員

確認なんですけど。今回はこの通知が来ていて 100 人未満に減少しというところの中での、この埼玉での線引きを決めましょうという認識で。

例えば今回この足袋でこの話をしますけれども、縫製だったりとか紙加工とかにも今後、じゃあ、今回仮の話ですけれども、30 で何年平均で 30 を下回ったらとかと仮に決めたとしたら、その紙加工だったりとか縫製もそれに該当してきたら、その時に協議しましょうというのを決めましょうかという狙いだという認識でよろしいでしょうか。

賃金室長

はい、廃止の基準ではなくて廃止の議論を始める目安、このラインに来たら廃止について話をしましょうかという、そのスタートラインを決めていただきたいということです。

小林委員

ということは、今回はその、足袋に関して今 16 人になって、3 つの委託者数。だから足袋やめます？どうします？という話からスタートではなくて、まずはじゃあラインを決めましょうと。

で、そこのラインを設定した時に、じゃあ足袋って、あ、でもこれで見ると下回っちゃってますよね。じゃあどうしようかっていう話になっていくかいかないかという。

賃金室長

おっしゃるとおりです。

小林委員

承知しました。ありがとうございます。

鈴木委員

矢島委員、何かご質問ありますか。

矢島委員

今、そのことを確認したかったので。ありがとうございます。

鈴木委員

他にご質問がなければ、ちょっとご意見を伺って、次回の審議の足がかりにできればなと思っております。

先ほどの事務局の説明では大きく 2 つ論点があったかなと思います。究極のところ廃止するかどうか。

1 委託業者、労働者 1 人というところが究極なところだと思いますけれども、そこまで残していくのが妥当かどうかというような説明が一つあったかと思えます。

もう一つの論点は、先ほどの矢島委員、小林委員からの質問にもありましたけれども、廃止の議論に向けた俎上に載せる基準っていうのを、設置できるかどうか。この2つを検討していかなくてはいけないかなと思っております。

なかなか難しい話ですので、それぞれ労側、委託業者側、まだ意見のすり合わせができてないかと思っておりますけれども、お考えをひとまず現段階のものということでお伺いできればなと思っております。

こういう場合、労側委員からお聞きすることが多いんですけれども。いかがでしょうか。ちょっとスキップという選択もありながら、もし何かお考えがあれば、お願いをしたいんですけれども。

小林委員

正直、そのラインについては、想像の範囲でしか言えないと言いますか。じゃあ、こここのところでその100人未満といったところが出ていますけれども、本当にこの100で上げるとなると、ほとんどのものが上がってしまうといった中で、100という数字は今のこの世の中の現状からしても、ちょっと合わないのではないかなというのが個人的な意見と。

この足袋のところで見ると、聞き取りの調査を行ったところで、7ページのところには委託者の方が、最低工賃を廃止すべきである、どちらでも良いという、3つの方で、廃止すべきが1で、どちらでも良いが2であって。

で、これで今度は働いていらっしゃる方の意見のところの中でいくと、5名の方が廃止すべきではない、あとはどちらでも良いと。この意見を見ると、やはりこの労働者側からすると、働いている方がこれはやめないでほしいという声をどうしてもこの我々労働組合の考えからいくと、働く人の声を拾ってというところもありますので、この声があるところの中で行くと、やっぱりこれがあることによって守られているという認識なんだろうなというところがあるので、数でこう出していくというよりも、そこで働いている方たちがここに、ある意味すぎるじゃないですけども、これによって守られているからこれをなくしてほしいという声がある以上は、残したいなという気持ちはあるというところが現段階でお伝えできる範囲かなと思っております。

鈴木委員

ありがとうございます。矢島委員、補足はございますか。

矢島委員

労働者側の意見をまとめてきたのですが、そのような形で考えています。ただ、やはり人数がこれだけ少なくなっている中で、この廃止の議論というのは全く反対というわけではなく、これからについての議論が必要なのかなと思います。

それと年齢に関してですが、確かに足袋の業者の平均年齢が80歳というような形でありますけれど、これから働く方が非常に少なくなっていく、あるいは高齢者の方が増えていく中では、やはり年齢だけでない議論が必要なのかなと考えます。この足袋だけ見ると非常に高いですが、すぐに廃止ということではなく、しっかりと議論していきたいという意見です。

鈴木委員

ありがとうございます。委託業者側はいかがでしょうか。

廣澤委員

大きく二つの考え方があるのではないかと考えています。

一つは、本省の意向を踏まえ、家内労働者数が100人を下回った段階で廃止するかどうかの議論を行うという仕組みを採用する考え方です。

もう一つは、現状すでに100人を切っている業種があることを踏まえ、埼玉県として独自に例えば50人といった基準を設け、そこを下回った場合に議論を行うという考え方です。

どちらが望ましいかという点についてですが、先ほどご説明のあったとおり、前回の改定では“廃止を議論しないまま最低賃金に追いつく形で引き上げた”という経緯があったと思います。

それでは、やはり本来なされるべき議論としては十分ではないのではないかと感じています。

その意味では、本省の考え方に沿って「100人を切った段階で一度しっかり議論を行う」という方式の方が、適切に必要性を検討し、その上で改正を行っていくというプロセスとして望ましいのではないかと思います。

現実には必ずしも状況がそのとおりに進むわけではありませんが、制度としてはその方が筋が通っているように感じています。

鈴木委員

ありがとうございます。基準を示していただいてありがとうございます。加藤委員いかがでしょうか。

加藤委員

私も同じ考えで、先ほどご質問したように、前から100人という

のはあったそうですけども、一応議論はしたけどいろいろな経緯があって改正等に至ったと。同じようなプロセスを踏んでもいいのではないかなというふうに思います。

かえってまた別の線を決めると、どうなのかなという気もしないでもありません。

例えば足袋について言えば、足袋は確かに使用者側と労働者側で意見が違っているんで、使用者側としてはどうなのかなと思うところもありますけれど、ただ足袋は埼玉県として重要な産業ではあるので、労使ともに協力して、やっぱり残していきたい。

池井戸 潤の『陸王』じゃありませんけども、非常に行田の足袋は有名ですから。そういう意味ではうまく双方で折り合いをつけながらやっていくためには、全部無しというよりは、検討するという 100 人の水準が既に出ているわけですから、それでもいいのではないかと私は思います。

鈴木委員

ありがとうございます。

廃止の基準として、本省は家内労働者数を示していますが、こういったデータを見ると委託業者という数字もあります。さっき究極のところ、1 委託業者が 1 人の労働者に対してというところがありますけれども、この委託業者がどのぐらいまでというようなお考えはありますかでしょうか。

廣澤委員

仮の話ですけど、1 社で 100 人の家内労働者を抱えているケースもありますよね。

鈴木委員

実際、データで示していただくと、革靴や紙加工では 100 を超えている年もありますよね。

資料の 2 の 3 では、他県の廃止状況のデータをまとめてくださっています。ここでは適用委託業者数と家内労働者数があります。全部で 16 件です。いずれも 100 を下回った段階での廃止だったようです。

この資料を作成するにあたった事務局にお伺いしたいことがあります。各局で、廃止のプロセスで論点になったところってどこでしょうか。

労働者数でもいいですし、委託業者数でもいいですし、何かあれば教えていただければと思います。

賃金室長

まず、数についてはもちろん出てきておりますのと、あともう一つは、特に労側からのご意見ですけれども、もし仮にその最低工賃を廃止した場合に、家内労働者はどういうふうに守られるのという話はいくつか出ておりました。もちろん最低工賃を廃止したとなれば、工賃については法的な義務は生じません、というところは事実としてあります。

家内労働法には、工賃に関する規定の他にも、家内労働者の安全衛生を確保するための規定もございます。当局では、家内労働安全衛生指導員という指導員を2名、外部に委託しておりまして、計画的に家内労働の委託を出している委託者のところを訪問して、家内労働手帳を交付しているかとか、安全衛生基準を満たしているかどうかを見ていただいて、改善すべきことがあれば改善していただくということをしてしております。家内労働者の安全衛生面については保護しているというところをお伝えしております。

家内労働法の中には最低工賃のみでなく他の規定もございますので、それによって守られる部分があるということや、また家内労働法の中には、法に違反する事実がある場合には労働基準監督官にそのことを申告することができるという条文もございますので、もし何らかの問題があった場合には労働基準監督署にご相談いただけるというお話はさせていただいています。

数のことも話の中に出てはいますが、廃止した場合にどういう保護がなされるのか、保護が全くなくなってしまうのか、というやりとりがなされています。

鈴木委員

ありがとうございます。今回の資料の中では廃止理由として挙げられた事情をみると、委託者数とか委託労働者の年齢というところが挙げられていますけれども、それ以外に労働者保護の観点の議論もあったということですね。ありがとうございます。

新たな情報が出てまいりましたが何かご質問はありますか。

賃金室長

もう一つ、廃止した後、また委託者や家内労働者が増えてきた場合に、改めて最低工賃を設定することができるか、という話がされているところもありました。新たに最低工賃を設定するためには、申し出をしていただく必要はございますけれども、廃止したらもうそれっきり、ということではないことは確認事項として出ています。

鈴木委員 申し出は委託業者か労働者当事者が行うことになりますか。

賃金室長 はい。

鈴木委員 今まで廃止した最低工賃を復活するという話はあったのでしょうか。

統計調査係長 知る限りではそういう事例はないです。

鈴木委員 ありがとうございます。

禿委員 すごく基本的な質問で申し訳ありません。この調査の基本的な条件を確認させてください。これは全数調査でしょうか。

賃金室長 正直なところ、100%間違いないですかと言われると断言できません。
ただ我々としては家内労働法に基づいて出される委託状況届、これは家内労働を委託している業者さんは毎年4月1日現在の状況について労働基準監督署を経由して労働局長に届け出ることになっておりまして、それを元に把握した委託者と、あとは市町村、今だいぶ少なくなってきましたけれども、家内労働の相談を受けている市町村もございまして、そういったところから家内労働を出している業者さんの情報を得ていますので、我々としてはできる限りのものは把握しております。

禿委員 家内労働者とは違いますが、自営業は長期的に減少してきた中で、またフリーランスのような雇用類似の働き方も増えてきています。その労働条件を守る仕組みは必要となってくると思います。
いまお話があったように、この制度を廃止してしまうと、復活するにはまた手間がかかりそうです。したがって、この仕組みを残すことのコストと、廃止してしまったときに、セーフティーネットがなくなってしまうというリスクもあると思います。
この家内労働の仕組みは維持するのに非常にコストがかかるのでしょうか。

賃金室長 最低工賃がある限り、それに関連する家内労働実態調査を実施し

て、委託状況や工賃の状況を把握する必要があるので、それに関するコストはかかります。

禿委員 逆に言うともこれがなくなると調査をしなくなる。

賃金室長 調査はしません。

禿委員 実態はわからなくなる。

賃金室長 その最低工賃については分からなくなります。

鈴木委員 金子委員、何かご質問やコメントございますか。

金子委員 資料2の5の改正履歴のところちょっと質問があったのが、1点は足袋なり革靴なり、今回問題となるところの新設というのが、昭和47年と53年とあるのですけれど、これは家内労働者からの先ほどのお話の申し出に基づいて新設されたというような経緯なのかということと。

あとは平成30年、令和元年のところで、「部会自体も廃止せず」というのと「最低工賃調査凍結」というのがあるのですけれど、これはどういう内容なのか確認したくて質問いたします。

賃金室長 新設された時の申し出があったか否かについては、現状把握しておりません。調べて、次回以降お答えいたします。

もう一つ、平成30年の家内労働部会（廃止せず）というところですが、先ほど平成16年に紙加工品の廃止の議論をしましてとお話ししましたが、平成30年にも1回廃止の議論をしまして。

この時には結果としてそのまま廃止はしないでおきましょうという結論になっております。ただし、革靴については、冒頭からお話ししていますように東京労働局と連携しておりますので、このとき、廃止の議論にも俎上にも載せていませんでした。

令和元年の最低工賃調査凍結というのは何かということですが、これは厚生労働省自体の問題でありまして、毎月勤労統計調査に関して不適切な調査がございました。それによって統計及び調査などを一定期間、凍結したという時期がございました。令和元年の凍結というのは、そういう意味です。

金子委員 分かりました。特に廃止の議論と凍結とが結びついているという話では全然ないということですね。

賃金室長 それとは関係ありません。

金子委員 分かりました。ありがとうございます。私からのご質問は以上です。

鈴木委員 ありがとうございます。他に追加のご質問、コメントございますか。

廣澤委員 今、ご説明のあった平成 30 年の議論の内容というのは何か。特に電気機械器具はそのとき 8 人ですよ。

統計調査係長 平成 30 年度の議論の内容としましては、特に電気について廃止の議論をしているのですが、最低工賃が設定されている工程以外の委託状況に関する調査を行わないと廃止の検討ができないといったご意見がありまして、最終的に、据え置きという結論に至っています。

廣澤委員 ありがとうございます。

鈴木委員 最低工賃は工程ごとに金額が決まっていますよね。

この工程というのはおそらくそれぞれの産業の最も基本的な工程を挙げているもので、より高度なものや複雑なものというのはこれを参考にたぶん工賃が決められていると理解しておりますが、これまでこの工賃表にある以外の工程の調査はされているのですか。

統計調査係長 それは実態調査の中で、工賃が設定されている工程以外で委託しているものがありますかという、そういった質問事項がありますので、そこで把握をしているところです。

鈴木委員 それは委託業者に行っている調査ですね。今回の足袋加工で言うと何ページに該当しますか。

統計調査係長 その内容は、この調査結果の中では触れられてはおりません。

鈴木委員 調査結果の中には反映されていないのですか。

統計調査係長 はい。

鈴木委員 分かりました。調査をしているのに反映してないのは何か理由はありますか。

賃金室長 工賃の改正のための調査ですので、工賃の改正に必要な、工賃表に載っている作業のみを報告書に載せているためです。

鈴木委員 承知しました。ありがとうございます。

加藤委員 今のところで私も実は計算をしてみたのですが、最低工賃との差が。
そうすると最低工賃がいわゆる最低賃金を下回っていると思われるものが上から3つ目と4つ目と一つ飛んで、尻止めというのが、814円、924円、945円というふうになっていて、あとは上回っているのですが、見直しは、具体的に何をやるのか、どんな感じになるのでしょうか。

賃金室長 埼玉の工賃の改正の手続では、工賃表全体について、何パーセント上げましょうという議論をしてきました。工程の一つ一つについて議論しても構いません。
埼玉で近年改正したものは、革靴を除きますけれども、表全体について何%上げるか、という方法で議論してきています。

鈴木委員 続いて質問ございますか。

小林委員 基本中の基本になると思うのですが、本省の方でこの100人未満というのが妥当かどうかという議論というのはされているのですかね。

賃金室長 恐らく、ないと思います。
通達上、100人を切ったら廃止しなさい、と指示されているわけではなく、廃止を含めた検討をする目安として100という数字を出しているのだろうというふうには思います。何らかの議論があつて100

という数字は出ているのでしょうかけれど、どうして 100 にしたかということについては、承知しておりません。

小林委員

そうすると基本的には 100 人を切った段階で、ちゃんと改正のタイミングのたびに常に議論をしてほしいというような思いなのかなというそういう認識で良いわけですかね。求められているものとしては。

賃金室長

通達で指示されているのは、100 人切っていて、かつ、将来的に増える見込みがないものについては、いくつか工賃があって、似通ったものは統合することも検討して、まとめことができない場合は、廃止するかどうか検討しなさい、ということす。

小林委員

それでいくなればもう埼玉では常にやるような形に、この 5 つはなるだろうなというところが想像ができるので、プラスアルファ、先程とちょっと重複ですけども、だいたい紙の令和 2 年を除けば平成 22 年以降もずっと 100 を切りながらというところの中だったので、私も今回初めて参加させて頂いて、この数字を見て、率直な感想とすると、なんで今までずるずるというところが率直な感想なので。

もちろん、やっぱり、一番最初、ご意見・質問のところでも述べたようにこれがあることによって守られる方がいるのは我々としては非常にいい事だとは思いますが、その基準値だったりとかその辺というのが現状と乖離しちゃっているのかなというところが違和感として思うので、意見として述べさせて頂いたところです。

鈴木委員

ありがとうございます。1 点お伺いしたいのですが、革靴製造業は 2 局に跨った産業になっていますよね。特殊な状況だと思うのですが、他局でこういう状況の最低工賃ってあるんですか。2 局で広域的な産業工賃が定まっているというような。

賃金室長

今把握している限りではないと思います。

鈴木委員

今回廃止の俎上に乗せる目安を検討するということで埼玉局だけのものでもかなり難しいなというのが率直な感想です。これが他の局と一緒にやらなければいけないというのは今後どうしていった

らいいのかなと思うところがありまして、今まで調整をしながらやって参りましたけれども、各局 100 を切った段階で廃止も含めて調整をするってなかなか難しい作業になってくるのかなと思いました。なので、参考事例があればと思いお伺いしましたが、ないですね。

賃金室長 すみません、把握しておりません。

鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

そろそろ終了の時刻が迫って参りましたけれども、次回、1月21日の午後予定されております。そのときに目安を設けていくのかどうか、数値をどうするかという話し合いも継続していかなくてははいけません。約1週間ありますので皆さんお考えいただきたいと思います。

考えるにあたって何か聞いておきたいことがあれば、ぜひ発言をお願いしたいですが、いかがでしょうか。

金子委員 よろしいでしょうか。意見にもまたがってしまうのかもしれないですけれども、通達を拝見しますと、やはりその将来的に増加する見込みがなくて実効性を欠いているというところですので、端的にその段階での人数というよりは、経年的に、何年間程度というようなところも基準に入れていったほうがよろしいのかなと考えています。実際、廃止をされたというところでも、100人未満という基準が出されてから10年以上変わっていない、増加していない、減少傾向にあるとか、15年以上というような形にされていますので、そのスタートをどこに見るかというところはあるかと思うんですけれども、単年で見るというよりは経年で見る必要があるかなというように考えています。

実際に令和2年とか拝見して人数増えたというのもおそらくコロナとかで、ある程度家内労働者に家で、在宅の仕事があったという要請とかもあったのかなというところもありますので、ある程度、期間で見るというところも必要なのかなというように考えます。

鈴木委員 ありがとうございます。廣澤委員の質問にもつながる発言かと思えますけれども、ただ労働者数とか委託業者数とかの数だけでなく調査回数、あるいは何年といった経年的な変化という視点も考慮が必要な要素かと思えます。

何か今日共有しておいた方がいいことございますか。

廣澤委員

一点、よろしいでしょうか。

先ほど小林委員から「100名を切った段階で廃止を含めて毎年議論する」というお話がありましたが、現実的には毎年それを行うのはなかなか難しいのではないかと考えています。

例えば、改正のタイミングについては、資料2-5に丸が付いているように、業種ごとに時期が異なっていますよね。

そうであれば、その業種ごとの改正時期に合わせて廃止を含めた議論を行う、という考え方もあると思います。

最初のタイミングでは全業種について一度議論してみるのも一つかもしれませんが、毎年必ず全業種を点検するという形になると、現実的には負担が大きいのではないかと思います。

小林委員

ごめんなさい、言い方がちょっと良くなかったです。確かにこの丸のタイミングでというところの私も認識です。

廣澤委員

その方が議論が深まるかなと。

小林委員

はい。

鈴木委員

計画で言うと大体3年に一度ですね。

それに合わせて調査もしていただいていますので、一つの案として改正のタイミングで都度議論をしていくというのも考えられるかもしれませんが。

廣澤委員

そういったイレギュラーがどうしても見られる場合には、もう一度、続けて検証する機会を設けることも必要ではないかと思えます。

鈴木委員

調査自体はやっぱり3年に一度なのですよね、一つの工賃について。

賃金室長

はい。改正のための調査なので、改正計画に合わせて3年に1回ということで実施しています。

鈴木委員

最低賃金の審議では労働者に参考人に来てもらって意見を聴取し

